

＜今回の改正点＞

①退職共済事業規程

・ 平成27年3月31日以降、共助会加入から1年未満で退職（退会）の場合、会員が負担した掛金は本人に返還することになりました。

※ 平成27年3月30日以前に1年未満で退職（退会）した場合は適用となりませんのでご注意ください。

②慶弔共済事業規程

・ 平成27年4月1日以降、子の誕生・子の小学校入学等があった場合、夫婦で会員であっても、それぞれに慶弔共済金を支給することになりました。

・ 平成27年4月1日以降、市町村への届出を伴う死産があった場合、慶弔共済金を支給することになりました。（一親等親族の死亡）

※ 平成27年3月31日以前に事由が発生した場合は適用となりませんのでご注意ください。